

<諸料金表:(住居)建物有り>

- 購入時に支払うもの
- 購入後に支払うもの
- 建築時に支払うもの
- その他

修善寺ニュータウン温泉管理組合
 令和4年5月28日総会議決一部改定
 温泉供給規程・汚水処理業務・共益業務規程
 ※温泉使用料は平成27年4月1日より改定

① 温泉使用料 (分湯権1口に1ヶ月分、メーター使用料は別)

区分	別荘	常住	大口・営業
基本料金(1ヶ月20㎡迄)	10,800	11,800	11,800
超過料金(1㎡につき)	1,000	1,000	1,000

※2ヶ月毎(奇数月)に検量、請求

《温泉メーター使用料》(1ヶ月分)

分湯権口数	1口	2口	3~4口	5口以上
メーター口径と使用料	13m/m 200円	20m/m 400円	25m/m 600円	50m/m 1,000円

② 汚水処理施設使用料 (1ヶ月分)

基本料金(1ヶ月)		超過料金	
10㎡まで	1,000円	1㎡超過毎	100円

※2ヶ月毎(奇数月)に温泉・水道使用量を検量し、その合算量で請求

科目	料金	備考
③ 共益費(住居) (分湯権1口につき・分湯権未所有者は1戸につき)	1ヶ月 1,300円	半期毎請求(4月・10月各 7,800円)
④ 温泉施設管理料(分湯権1口につき)	1ヶ月 3,000円	半期毎請求(4月・10月各 18,000円)
⑤ 汚水汲上電気料	1ヶ月 1,000円	半期毎請求(4月・10月各 6,000円)
⑥ 組合費(住居)	年 2,500円	年会費(4月一括請求)
⑥ 組合費(土地)	年 2,000円	年会費(4月一括請求)
⑦ 環境維持協力金	1ヶ月1㎡当り4円	半期毎(4月・10月)※土地面積

⑧ 分湯権金	2,000,000円	分湯権 1口 (R4.6~R7.5末日まで)
⑨ 分湯権名義書換料	500,000円	" 1口につき(相続以外)
"	50,000円	" " (相続①夫婦間以外)
"	5,000円	" " (相続②夫婦間)
⑩ 温泉開設料	100,000円	" 1口開設 13m/mメーター
"	130,000円	" 2口開設 20m/mメーター
"	220,000円	" 3~4口開設 25m/mメーター
"	1,200,000円	" 5口以上開設 50m/mメーター
⑪ 温泉再開料	50,000円	" 1口につき
⑫ 温泉休止・廃止料	20,000円	" 1口につき

⑬ 汚水開設料 (超過料)	200,000円	土地面積 330㎡まで
	1㎡ 600円	331㎡以上 1㎡増加毎加算

⑭ 出資金	1口 25,000円	分湯権 1口に、1口加入
-------	------------	--------------

⑮ その他手数料	5,000円	再発行料・社名変更(分湯承諾書等)
----------	--------	-------------------